

(仮称) びっくり市名取店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社野川食肉食品センター
- 2 届出年月日 令和5年8月23日
- 3 店舗の名称 (仮称) びっくり市名取店
- 4 店舗設置者 株式会社野川食肉食品センター 代表取締役 野川 喜弘
山形県天童市万代1番2号
- 5 店舗所在地 名取市飯野坂字南沖12 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社野川食肉食品センター	1, 331㎡	食肉、食品及び酒類
計	1, 331㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年4月24日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 136 台 (指針による必要台数: 51台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 44 台 (指針による参考台数: 38台)
 - (3) 荷さばき施設の面積 70.00㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 46.20㎡ (指針による必要容量: 6.24㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前7時から午後9時まで
 - (2) 駐車場の利用時間帯 午前6時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
 - (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
 - ・公告年月日 令和5年9月8日
 - ・縦覧期間 公告の日から令和6年1月9日まで (公告の日から4か月間)
 - ・地元説明会 令和5年10月5日
 - ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和5年11月17日
 - ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年1月9日 (公告の日から4か月以内)
 - ・県の意見の通知期限 令和6年4月23日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和5年10月5日（木）午後7時から午後7時40分
開催場所	名取市文化会館1階 会議室 名取市増田字柳田520
出席人数	2名

質問事項	設置者の回答内容
なし	なし

名取市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
休日等の買物客の車について、駐車場満車想定時に誘導員を配置するなど、周辺道路において渋滞等による交通事故を発生させないように対応されたい。	多くの来客が想定される場合には、駐車場出入口を始め適宜交通整理員を配置し、周辺道路における交通影響の軽減に努めます。 →県の意見は不要
廃棄物保管施設の西側に住居等があることから、異臭等の問い合わせが出ないよう対応されたい。	廃棄物保管施設について、臭気等に関する苦情等が出ないよう、適切な運営に努めます。 →県の意見は不要
建設作業を実施する場合は、周辺住民に周知するとともに、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを導入されたい。	建設作業を実施する場合は、周辺住民に事前に周知します。また、騒音・振動等の公害苦情が発生しないよう使用する建設機械等は低騒音・低振動型のものを可能な範囲で導入します。 →県の意見は不要
工事車両等の運行にあたっては、 unnecessary 空ぶかしやアイドリング禁止などにより騒音防止の徹底を図られたい。	工事車両による unnecessary 空ぶかしやアイドリングの防止を徹底します。 →県の意見は不要
駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないよう利用者や事業者への指導の徹底、夜間の駐車場使用の自粛等を徹底されたい。	駐車場での自動車のアイドリングや空ぶかし、利用客の話し声、商品搬入時などにおける騒音により、近隣の方々に迷惑をかけないよう利用者や事業者への指導を徹底します。また、営業終了後は駐車場を閉鎖し、使用不可とします。 →県の意見は不要

<p>近隣の自動車の走行や渋滞によって生じる騒音については、近隣の生活環境の配慮の観点から、出来るだけ渋滞を少なくするような手段を講じるなど騒音の軽減に努められたい。</p>	<p>大店立地法指針の必要駐車台数を上回る台数の駐車場を確保し、台数の不足による周辺交通への影響を軽減するとともに、自動車走行の円滑性を確保することで不要な騒音の発生を抑制します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じられたい。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないように十分に配慮されたい。</p>	<p>騒音・振動に係る特定施設を設置する際には、敷地境界線上における振動や騒音レベルを正確に把握し、規制基準を超過しないよう十分な騒音・振動の防止策を講じます。また、設置後も同様に超過しないよう適切な管理を行うとともに、周辺住民に迷惑がかからないよう十分に配慮します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>事業活動に伴い生じる廃棄物については発生の抑制に努められたい</p>	<p>事業活動に伴い生じる廃棄物の発生の抑制努めます</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>循環型社会を形成するためリサイクルを前提とした商品の構成に努められたい</p>	<p>循環型社会を形成するためリサイクルを前提とした商品構成に努めます。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守されたい。</p>	<p>名取市に廃棄物を排出処分する場合は、名取市の排出基準を遵守します。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をされたい。</p>	<p>廃棄物の保管にあたっては十分なスペースを確保し、保管は屋内に密封された施設で行い、悪臭及び衛生面に配慮し、適切な温度管理をします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>ごみの発生、保管、搬出状況把握等を担当する責任者の配置について配慮されたい。</p>	<p>ごみの発生、保管、搬出状況把握等を担当する責任者の配置について配慮します。</p> <p>→県の意見は不要</p>

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3, 000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社野川食肉食品センター	
届 出 年 月 日	令和5年8月23日	
店 舗 名 称	(仮称) びっくり市名取店	
所 在 地	名取市飯野坂字南沖12 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>周辺道路の交通状況について把握し、問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。また、騒音について周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。</p>	